

調査票番号	
パスワード	



佐賀県

形式C (運輸業、郵便業、自動車整備業)

産業廃棄物実態調査票 (令和5年度実績)【その1】

- 本調査の対象期間は**令和5年度**(令和5年4月1日~令和6年3月31日)の1年間です。
なお、質問によっては、別の期間を指定する場合があります。
- 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に関して以下の質問にお答えください。
- 産業廃棄物等(事業所で不要となり、有償で取引されたものを含む)**が調査の対象期間中に**何も発生しなかった場合は**、本調査票【その1】の「**事業所の概要**」、「**事業の概要**」欄をご回答いただき、「**廃棄物発生等の有無**」欄を「**2. 発生しなかった**」に○を付けてご返送ください。
- 本調査における**汚泥の発生量は、脱水機投入前の濃縮汚泥の量**を記入してください。
- 別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考にしてください。
- 本調査に関するお問い合わせは、株式会社グリーンエコ
(電話:0120-380-121 E-mail:saga-sp@gr-eco.co.jp)へお問い合わせください。

事業所の概要	事業所名			
	所在地	〒 -		
	業種	主	な	
	ふりがな			
	記入者部・課名:	氏名:		
	電話番号	-	-	FAX番号

事業の概要	従業員数(全事業所記入)	車の整備等
	貴事業所の令和6年3月31日現在の従業員数(パート等の臨時職員及び役員等を含む)を記入してください。	貴事業所内で車の整備等(タイヤ交換・オイル交換を含む)を行っていますか。該当する番号に○をつけてください。 1. 車の整備を事業所内で行っている。 2. 行っていない。

廃棄物等	発生の有無	令和5年度の1年間に産業廃棄物等(事業所で不要となり、有償で取引されたものを含む)は発生しましたか。該当する番号に○を付けてください。	
		1. 発生した	2. 発生しなかった

産業廃棄物等が発生していない事業所に対するアンケートはここまでです。このままご返送ください。

別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考に、**本票裏面の「調査票【その2】」に貴事業所から発生した廃棄物等の状況について記入してください。**

なお、この調査では廃棄物等の発生から中間処理、さらに最終処分(埋立処分あるいは再生利用)されるまでの一連の流れを把握するため、以下の項目についてお尋ねしています。

- 事業所で不要となったものを「売却」している場合(廃棄物等に該当しない場合もありますが、調査の対象としています。)
- 事業所内もしくは処理業者・廃品回収業者などで再生利用(リサイクル)している場合
- 処理業者に焼却や破碎などの中間処理を委託している場合
- 処理業者に埋立処分を委託している場合
- 事業所内で何らかの処理を行い、自社処分している場合
- 処分せず、保管中の場合
- 事業所内で何らかの処理を行い、処理業者に処理を委託している場合

産業廃棄物実態調査票(令和5年度実績)【その2】

●別紙、「調査票の記入要領・記入例」、「廃棄物等分類表」を参考に記入してください。

●自社で発生した副産物(産業廃棄物、有償・無償引渡物)全てが対象となります。再生利用、売却をしている場合も記入してください。

①事業所で発生した廃棄物等の名称
 貴事業所で日常使用している名称で記入してください。
 (別紙「廃棄物等分類表」に示した具体例を参照)

②廃棄物等の分類番号
 別紙「廃棄物等分類表」から、該当する4ケタの番号を記入してください。(該当する番号が無い場合は、①の名称記入だけで、番号の記入は不要です。)

③年間の発生量(中間処理を行う前の量)
 記入欄の各行ごとに1年間の発生量を、焼却や脱水などの中間処理を行う前の量で記入して下さい。
 単位は該当するものを選び、〇で囲んでください。

④自社での中間処理方法
 自社で中間処理した場合は、該当する処理方法の記号を下欄の「④中間処理方法コード表」から選んで、中間処理の方法順に記入してください。

⑤中間処理後の量
 中間処理後の残量を記入してください。単位は該当するものを選び、〇で囲んでください。

⑥処理・処分の方法
 発生した廃棄物等(自社で中間処理した場合は、中間処理後の廃棄物等)の処理・処分方法を下欄の「⑥処理・処分方法コード表」から選んで、その記号を記入してください。

⑦処理・処分先又は再生利用先の名称
 ⑥の処理を行った事業者(委託業者)の名称を記入してください。

⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地
 ⑥の処理を行った事業者の施設の所在地(施設の設置場所)を記入してください。

⑨処理・処分先又は再生利用先の所在地番号
 ⑥の処理を行った事業者の施設の所在地(施設の設置場所)に該当する番号を下欄の「⑨地域コード表」から選んで、記入してください。

⑩委託中間処理の方法
 ⑥の「処理・処分の方法」で「U1」と回答した場合(中間処理を委託)は、委託先で中間処理された内容に該当する処理方法の記号を下欄の「⑩委託中間処理方法コード表」から選んで、中間処理の方法順に記入してください。

⑪委託中間処理後の処分の方法
 委託先で中間処理された後の廃棄物等の処分方法に該当するものを下の1~3から選び、その番号を〇で囲んでください。

1. 再利用・再生利用した
2. 埋立処分した
3. 海洋投入処分した

⑫再生利用用途
 ⑥の「処理・処分の方法」で「V1,V2,W1,X1,R6」又は⑥で「U1」とし、前問⑩で「1」と回答した場合、下欄の「⑫再生利用用途コード表」から該当する番号を選んで、記入してください。

⑬再生利用・最終処分先の場合
 委託中間処理後の廃棄物等(残さ)の再生利用、最終処分を行った場所を、下欄「⑬地域コード表」から選び、該当する番号を記入してください。

⑭再生利用・最終処分先の名称
 委託中間処理後の廃棄物等(残さ)の再生利用先、最終処分先の事業者名を記入してください。
 なお、委託中間処理後の残量を把握している場合は、その数値を記入し、該当する単位を〇で囲んでください。
 <分かる範囲で結構です。>

区分 F2 行 番	自社で発生した廃棄物等の発生量										自社での中間処理								自社処分・自社再生利用、委託処理・処分										委託中間処理			自社・委託での資源化		委託中間処理後の処分				
	①廃棄物等の名称		②分類番号	③年間発生量						④処理方法			⑤中間処理後量					⑥処理・処分の方法	⑦処理・処分先又は再生利用先の名称 〔収集運搬業者ではなく、処分業者名・再生業者名をご記入ください〕			⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地			⑨所在地番号	⑩処理方法			⑪処理後の処分方法	⑫再生利用用途	⑬再生利用・最終処分先の場合	⑭再生利用・最終処分先の名称 委託中間処理後の残量						
				百 万	十 万	万	千	百	十																	一	単 位	1次 処理						2次 処理	3次 処理	1次 処理	2次 処理	3次 処理
記 入 欄	1																																				t m ³	
																																				kg		
	2																																		t m ³			
																																				kg		
	3																																			t m ³		
																																					kg	
	4																																				t m ³	
																																						kg
	5																																					t m ³
																																						kg
	6																																					t m ³
																																						kg
7																																					t m ³	
																																					kg	
8																																					t m ³	
																																					kg	
9																																					t m ³	
																																					kg	
10																																					t m ³	
																																					kg	
11																																					t m ³	
																																					kg	
12																																					t m ³	
																																					kg	

④中間処理方法コード表

A: 焼却
 B: 脱水
 C: 天日乾燥
 D: 機械乾燥
 E: 油水分離
 F: 中和
 G: 破碎
 H: 分級
 I: 圧縮
 J: 溶融
 K: 切断
 L: 焼成
 M: 堆肥化
 N: 銀回収
 O: コツクリン固型化
 P: 乾熱滅菌
 Q: 煮沸(15分以上)
 R: オートクレーブ
 S: 薬物消毒
 V: 濃縮
 W: 油化
 X: 造粒固・混練固

Z: その他
 (具体的な方法を記入してください)

⑥処理・処分方法コード表

<自社処分>
 Q1: 自社の処分場で埋立処分した
 V1: 自社で再利用した
 V2: 売却できないものを自社で再利用した
 W1: 売却(利益があった)した
 Z1: 自社で保管している

<市町村へ委託処理>
 R1: 市町村、一部事務組合等が設置する処分場で埋立処分した
 R5: 市町村の清掃工場等で処理(焼却、破碎等)した(市町村のごみ収集を含む)
 R6: 市町村の清掃工場でリサイクルした

<産業廃棄物処理業者等へ委託処理>
 S1: 処理業者の処分場で直接埋立処理した
 S2: (一財)佐賀県環境クリーン財団(クリーンパークさが)で直接埋立処分した
 T1: 処理業者で直接海洋投入した
 U1: 処理業者に中間処理(資源化・リサイクルを含む)を委託した
 U2: (一財)佐賀県環境クリーン財団(クリーンパークさが)で中間処理(焼却・溶融、破碎、中和)を委託した
 X1: 廃品回収(資源)業者、あるいは納入業者、関連企業等でリサイクル(無償譲渡)した

<その他>
 Z9: その他
 (具体的な処理方法を記入してください)

⑨⑬地域コード表

<佐賀県内の場合>
 01: 佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町
 02: 鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町
 03: 唐津市、玄海町
 04: 伊万里市、有田町
 05: 武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町

<宮崎県外の場合>
 21: 北海道
 22: 青森県
 23: 岩手県
 24: 宮城県
 25: 秋田県
 26: 山形県
 27: 福島県
 28: 茨城県
 29: 栃木県
 30: 群馬県
 31: 埼玉県
 32: 千葉県
 33: 東京都
 34: 神奈川県
 35: 新潟県
 36: 富山県
 37: 石川県
 38: 福井県
 39: 山梨県
 40: 長野県
 41: 岐阜県
 42: 静岡県
 43: 愛知県
 44: 三重県
 45: 滋賀県
 46: 京都府
 47: 大阪府
 48: 兵庫県
 49: 奈良県
 50: 和歌山県
 51: 鳥取県
 52: 島根県
 53: 岡山県
 54: 広島県
 55: 山口県
 56: 徳島県
 57: 香川県
 58: 愛媛県
 59: 高知県
 60: 福岡県
 61: ---
 62: 長崎県
 63: 熊本県
 64: 大分県
 65: 宮崎県
 66: 鹿児島県
 67: 沖縄県

⑩委託中間処理方法コード表

A: 焼却
 B: 脱水
 C: 天日乾燥
 D: 機械乾燥
 E: 油水分離
 F: 中和
 G: 破碎
 H: 分級
 I: 圧縮
 J: 溶融
 K: 切断
 L: 焼成(セリ原燃料)
 M: 堆肥化(発酵)
 N: 銀回収
 O: コツクリン固型化
 P: 乾熱滅菌
 R: オートクレーブ
 S: 薬物消毒
 T: 金属(鉄)回収
 U: 非鉄金属回収
 V: 濃縮
 W: 油化
 X: 造粒固・混練固
 Y: 解体

Z: その他
 (具体的な処理方法を記入してください)

⑫再生利用用途コード表

10: 鉄鋼原料
 20: 非鉄金属等原材料
 30: 燃料
 31: 木炭・炭化物
 41: 飼料
 42: 肥料
 43: 土壌改良材
 50: 土木・建設資材
 51: 再生木材・合板
 52: 再生骨材・再生路盤材
 60: パルプ・紙原材料
 70: ガラス原材料
 80: プラスチック原材料
 81: 再生タイヤ
 90: セメント原材料
 91: 再生油・再生溶剤
 92: 中和剤
 93: 高炉還元
 98: その他

具体的な用途を記入してください

注) 12行を超えて記入欄が必要な場合は、あらかじめ用紙をコピーするか、欄グリーンエコ(調査機関)まで追加用紙をご請求ください。

〈調査票の記入要領・記入例〉

- ※ この資料には、調査票の具体的な記入例が記載してあります。
- ※ お手数ですが、この「記入例」を参考にして調査票にご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、ご返送くださいますようお願いいたします。
- ※ 本調査に関するお問い合わせは、(株)グリーンエコ(電話0120-380-121)へお願いいたします。
- ※ ご提出いただいた調査票の記入内容について、電話等により確認させていただく場合もありますので、必ず調査票の控えを取っておいていただきますようお願いいたします。
- ※ E-mailで回答される場合は、saga-sp@gr-eco.co.jpへ送信くださいますようお願いいたします。

調査票【その1】の記入要領・記入例

の部分が、記入箇所です。記入例を参考にして調査票【その1】に記入してください。

事業所の概要	事業所名	(株)△△△運輸		
	所在地	〒×××× - ×××× 佐賀市△-□□		
	業種	運輸業	主 業 務 内 容	△△の輸送
	ふりがな	さが たろう		
	記入者	部・課名 : ○○部 ○○課	氏 名 :	佐賀 太郎
	電話番号	□□□□ - □□ - □□□□	FAX番号	□□□□ - □□ - □□□□

事業の概要	従業者数(全事業所記入)	車の整備等
	貴事業所の令和6年3月31日現在の従業者数(パート等の臨時職員及び役員等を含む)を記入してください。 80人	貴事業所内で車の整備等(タイヤ交換・オイル交換を含む)を行っていますか。該当する番号に○をつけてください。 ① 車の整備を事業所内で行っている。 ② 行っていない。

発生の有無 廃棄物等	令和5年度の1年間に産業廃棄物等(事業所で不要となり、有償で取引されたものを含む)は発生しましたか。該当する番号に○をつけてください。
	① 発生した ② 発生しなかった

<調査票の記入要領・記入例【その2】>

調査対象期間
 ●この調査の対象期間は、令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の1年間です。この期間中の廃棄物等の発生と処理・処分の状況を質問①～⑭までの流れに従って記入してください。

調査対象とする事業所と廃棄物
 ●この調査では、調査票が送付された事業所で発生した廃棄物等が記入の対象となります。
 ●廃棄物等の分類については、別紙「廃棄物等分類表」を参考にしてください。
 ●自社で再生利用、売却、あるいは処理業者で再生利用している場合も、この調査の対象とします。（記入例C、Dを参考にしてください）

発生量について
 ●洗車汚泥（洗車等によって、分離槽、汚水枡などから発生する汚泥）
 ○清掃業者等へ処理を委託された場合は、その業者が搬出した量を「③年間の発生量」欄に記入してください。（記入例Aを参考にしてください）
 ○自社で「天日乾燥」した場合は、③に乾燥前の量、⑤に乾燥後の量を記入してください。
 ●廃油（交換エンジンオイル、ギヤオイル等）について
 ○ドラム缶で××本と把握している場合は、1本=200リットルとして換算してください。
 ○一斗缶で××本と把握している場合は、1本=18リットルとして換算してください。
 ●廃タイヤについて（記入例Cを参考にしてください）
 ○廃タイヤについては、「大型車」、「普通車・軽自動車」の2つのサイズに区分し記入してください。
 ○廃タイヤ1本当たりの重量を把握していない場合は、
 大型トラック用：40kg/本、 中型トラック用：10kg/本、
 普通車用：7kg/本、 軽自動車用：4kg/本として換算してください。

記入について
 ●同じ種類の廃棄物等でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問①の欄から行を分けて記入してください。
 ●廃棄物量をt(トン)又はkg(キログラム)以外の単位で把握している場合は、できる限り重量換算して記入してください。また、個数や本数の場合も1個当たりの重量等より換算してください。
 ●委託処理については、マニフェスト伝票、委託契約書等を参考に記入してください。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認した上で記入してください。

④中間処理方法コード表 A：焼却 B：脱水 C：天日乾燥 D：機械乾燥 E：油水分離 F：中和 G：破碎 H：分級 I：圧縮 J：溶解 K：切断 L：焼成 M：堆肥化 N：銀回収 O：リサイクル P：乾燥減菌 Q：煮沸（15分以上） R：オートクレーブ S：薬物消毒 V：濃縮 W：油化 X：造粒固化・混練固化 Z：その他	⑥処理・処分方法コード表 <自己処理> Q1：自社の処分場で埋立処分した V1：自社で再利用した V2：自社現場内で利用した W1：売却（利益があった）した Z1：自社で保管している <産業廃棄物処理業者等へ委託処理> S1：処理業者の処分場で直接埋立処分した S2：（一財）佐賀県環境グリーン財団(クリーンパークさが)で直接埋立処分した T1：処理業者で直接海洋投入した U1：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した U2：（一財）佐賀県環境グリーン財団(クリーンパークさが)で中間処理（焼却・溶解、破碎、中和）を委託した X1：廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連企業等がリサイクル（無償譲渡）した <市町村へ委託処理> R1：市町村、一部事務組合等が設置する処分場で埋立処分した R5：市町村の清掃工場等で処理（焼却、破碎等）した（市町村のごみ収集を含む） R6：市町村の清掃工場等でリサイクルした <その他> Z9：その他	⑩委託中間処理方法コード表 A：焼却 B：脱水 C：天日乾燥 D：機械乾燥 E：油水分離 F：中和 G：破碎 H：分級 I：圧縮 J：溶解 K：切断 L：焼成(炉外原材料) M：堆肥化(発酵) N：銀回収 O：リサイクル P：乾燥減菌 R：オートクレーブ S：薬物消毒 T：金属(鉄)回収 U：非鉄金属回収 V：濃縮 W：油化 X：造粒固化・混練固化 Y：解体 Z：その他	⑫再生利用用途コード表 10：鉄鋼原料 20：非鉄金属等原材料 30：燃料 31：木炭・炭化物 41：飼料 42：肥料 43：土壌改良材 50：土木・建設資材 51：再生木材・合板 52：再生骨材・再生路盤材 60：パルプ・紙原材料 70：ガラス原材料 80：プラスチック原材料 81：再生タイヤ 90：セメント原材料 91：再生油・再生溶剤 92：中和剤 93：高炉還元 98：その他
---	--	--	---

調査票【その2】の記入例

太字の部分が、記入箇所です。記入例を参考に調査票【その2】に記入してください。

区分 F2 行番	①廃棄物等の名称	②分類番号	③年間発生量					④処理方法					⑤中間処理後量					⑥処理・処分方法	⑦処理・処分先又は再生利用先の名称 〔収集運搬業者ではなく、処分業者名・再生業者名をご記入ください〕	⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地	⑨所在地番号	⑩処理方法			⑪処理後の処分方法 1 再利用・再生利用した 2 埋立処分した 3 海洋投入処分した	⑫再生利用用途	⑬再生利用・最終処分場所	⑭再生利用・最終処分先の名称 委託中間処理後の残量	単位			
			百 万	十 万	千	百	十	一	単 位	1次 処理	2次 処理	3次 処理	百 万	十 万	千	百	十					一	単 位	1次 処理						2次 処理	3次 処理	
記入例:A	1 洗車汚泥	0 2 2 1					3												U 1	△△(株)	都道府県 多久	市町村	0 1	B				1 ②・3	0 2	●●(有)	2	t kg
記入例:B	2 廃油 (エンジンオイル)	0 3 1 1			2	4	0 0												U 1	□□(株)	都道府県 基山	市町村	0 2	E				①・2・3	30	□□(株)		t kg
記入例:C	3 廃タイヤ (大型車)	0 6 2 5			8	0	0 0												W 1	(株)××	都道府県 みやき	市町村	0 2					1・2・3	90			t kg
記入例:D	4 廃タイヤ (普通・軽自動車)	0 6 2 6			7	0	0 0												U 1	〇〇(株)	都道府県 鳥栖	市町村	0 2	G				①・2・3	30	〇〇(株)		t kg
記入例:E	5 鉄くず (部品くず)	1 2 1 0			3	0	0 0												W 1	□□商店	都道府県 武雄	市町村	0 5					1・2・3	10			t kg
記入例:F	6 廃プラスチック	0 6 1 4					5												S 1	(株)〇〇	都道府県 佐賀	市町村	0 1					1・2・3				t kg
	7 ガラスくず	1 3 1 0					1												S 2	クリーンパークさが	都道府県 唐津	市町村	0 3					1・2・3				t kg
	8																				都道府県 市町村							1・2・3				t kg

記入例:A
 ・分離槽の清掃を(株)〇〇に委託している。
 ・汚泥は年間3tぐらい発生し多久市にある△△(株)に中間処理(脱水)を委託した。
 ・委託中間処理後の汚泥(2t)については、鳥栖市の●●(有)で埋立処分していることを、マニフェスト票(E票)で確認した。

記入例:B
 ・月にドラム缶1本ぐらいの廃油が発生した。年間の発生量を計算すると2,400リットルある。(200リットル×1本×12ヶ月)
 ・基山町の□□(株)に処理を委託した。
 ・□□(株)では、油水分離後に燃料として再生利用(販売)している。

記入例:C
 ・年間に廃タイヤが300本発生した。このうち、大型車用タイヤが200本、普通車用タイヤが100本である。年間の発生量を計算すると、大型車用タイヤが8000kg(40kg/本×200本)、普通車用タイヤが700kg(7kg/本×100本)である。
 ・大型車用タイヤは、みやき町の(株)××にセメント原燃料として売却した。
 ・普通車用タイヤは鳥栖市にある〇〇(株)に処理を委託した。
 ・〇〇(株)では、破碎処理後に燃料として販売している。

記入例:D
 ・自動車の修理の際には鉄くずが年間3,000kg発生した。
 ・武雄市にある□□商店に売却した。
 ・相手先では、鉄鋼材料として再生利用している。

記入例:E
 ・廃プラスチック類が年間で5t発生した。これらは全て自社の焼却炉で焼却した。
 ・焼却後の灰(約500kg)は、佐賀市の(株)〇〇に埋立処分を委託した。

記入例:F
 ・ガラスくずが年間1t発生した。
 ・唐津市のクリーンパークさがに直接埋立処分を委託した。

別添の「廃棄物等分類表」を参照してください

該当する単位に、必ず○をつけてください。

微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の場合は、「0(ゼロ)」を記入し、単位はkgに○を付けてください。

廃棄物等を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して記入してください。また、不規則の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入してください。

⑩処理後の処分方法
 1 再利用・再生利用した
 2 埋立処分した
 3 海洋投入処分した

量を把握されていれば、その量を記入し、該当する単位に必ず○をつけてください。

廃棄物等分類表(その1)

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物等は、裏面の2. 特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

種 類		分類番号	具 体 例
汚泥 (泥状のもの)	有機性汚泥	0211	製紙汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、ビルピット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、イースト菌培養残さ、その他泥状を呈する有機性廃棄物
		0212	下水汚泥
	無機性汚泥	0221	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料、その他泥状を呈する無機性廃棄物《金属さび粉体、廃ショットプラスト(さび落ししたものに限り)、廃サンドプラスト(塗料かすを含むものに限り)、廃活性炭など》
		0222	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
		0223	上水(浄水場)汚泥
廃油	一般廃油	0311	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料
		0312	魚油、鯨油、ヘット、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	0320	アルコール類、ケトン、洗浄油	
	0330	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステル	
	0340	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム	
	0350	油のみみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニス	
廃酸	無機性の酸性廃液	0401	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルファミン酸、ケイフッ酸、酸性洗浄液、エッチング廃液、染色酸性廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液
	写真定着廃液	0402	写真定着廃液
	有機性の酸性廃液	0403	ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液
廃アルカリ	アルカリ性廃液	0501	アルカリ性洗浄廃液、洗びん用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、ドロマイト廃液、染色排水(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、硫化ソーダ廃液、クーラント液(LLC)
	写真現像廃液	0502	写真現像廃液
廃プラスチック類	塩化ビニル製建設資材	0608	塩化ビニル配管・継手<ビニールシート、フィルム、タイルなどを除く>
	FRP	0611	繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、FRP製品くず
	熱可塑性樹脂	0612	ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂
	熱硬化性樹脂	0613	フェノール樹脂(バークイット)、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ウレタン樹脂
	プラスチック製品くず	0614	塗料かす(固形)、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電熱皮膜材、フィルム、プラスチックタイル、発泡スチロール、シート、ビニールシート、ビニール袋
	合成ゴム	0615	パッキンくず、ライニングくず、固形ラテックス
	合成繊維	0617	ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ
廃タイヤ	大型	0625	大型車用廃タイヤ
	普通・小型	0626	普通車・軽自動車用廃タイヤ
紙	くず	0701	印刷用紙、裁断紙くず、段ボール、コピー用紙
木	くず	0801	木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類
		0802	パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材
		0830	防腐・防虫木材、薬液処理合板、CCA処理木材
織	くず	0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維(天然繊維が主体のもの) 《注意!》合成繊維は「廃プラスチック類」に分類されます。
動植物性残さ	動物性残さ	1001	魚・獣の骨、魚・獣の皮・内臓などあら、皮革くず、ボイルかす、缶詰め・瓶詰め不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛
	植物性残さ	1002	ソースかす、醤油かす、こうじかす、酒かす、ビールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良豆、果物の皮、種子、野菜くず、薬草かす、油かす、パンくず、原料くず
動物系固形不要物		4000	と畜場から生ずる獣畜に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生ずる食鳥に係る固形状の不要物

廃棄物等分類表(その2)

種 類		分類番号	具 体 例
ゴ ム く ず		1100	ゴムくず、エボナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず
金 属 く ず	鉄 く ず	1210	鉄くず、スクラップ（主体が鉄製の場合）、ブリキくず、トタンくず、空き缶（鉄製のもの）
	非 鉄 く ず	1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶
	混 合 金 属 く ず	1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガ ラ ス く ず	1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン
	陶 磁 器 く ず	1320	セラミックくず、レンガ、かわら、陶器
	石 膏 ボ ー ド	1330	石膏ボードくず
	コンクリート製品くず	1340	コンクリート製品くずく工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く
鉱 さ い	廃 砂	1401	鋳物砂、サンドブラスト廃砂
	炉 さ い	1402	高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さい、キューポラのノロ、ドロス、カラミ
	鉱 さ い 類	1403	不良鉱石、ボタ、粉炭かす、鉱じん、破石くず
が れ き 類 [工作物の新築、改築又は除去に伴うもの]	コンクリート片	1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
	廃 ア ス フ ァ ル ト	1520	アスファルトコンクリートの破片
	そ の 他	1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ破片など
動 物 の ふ ん 尿		1600	家畜のふん尿、牛のふん尿、豚のふん尿、にわとりのふん尿、馬のふん尿
動 物 の 死 体		1700	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわとりの死体、馬の死体
ば い じ ん		1800	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト、煙道・煙突に付着堆積したす
燃 え 殻	燃 え 殻	0101	燃料などの焼却灰（石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、炉掃出物、クリンカなど） 《注意！》可燃ごみなどを自己で焼却処理した場合、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「紙くず」、「木くず」等を発生時の種類として記入してください。
	廃 活 性 炭 ・ 廃 カ ー ボ ン	0102	廃活性炭、廃カーボン
混 合 物	安 定 型 混 合 廃 棄 物	2100	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類などの混合物、分別不可能なもので、安定型処分場に処分できるもの
	管 理 型 混 合 廃 棄 物	2200	上記5品目以外の産業廃棄物を含む混合物、分別不可能なもので、安定型処分場に処分できないもの
シュレッダーダスト		2300	廃自動車破砕物（廃車ガラ）、廃電気機械器具破砕物
水 銀 含 有 物		2101	水銀を15mg/kgを超えて含有する汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、燃え殻等

その他 「次の廃棄物等は上記具体例での分類をせず、以下の分類としてください」

種 類	石綿含有産業廃棄物（非飛散性）	使用済み自動車	廃電気機械器具	廃電池類（鉛蓄電池、乾電池等）	複合材	廃ブラウン管（側面部）	廃プリント基板	蛍光灯	水銀使用製品産業廃棄物
分類番号	2400	3000	3100	3500	3600	4011	4012	4013	2102

2. 特別管理産業廃棄物

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物等は特別管理産業廃棄物として分類されます。

特別管理産業廃棄物	可燃性廃油	0318	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油	
	腐食性廃酸	0408	水素イオン濃度指数〔pH〕2.0以下の廃液	
	腐食性廃アルカリ	0508	水素イオン濃度指数〔pH〕12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	2018	血液、血清、血漿、体液、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの（注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等）、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの、汚染物が付着した廃プラスチック類等	
	特定有害産業廃棄物	特定有害燃え殻	0109	特定有害物質を含む焼却灰
		特定有害廃油	0319	特定有害物質を含む廃油、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを含む廃油等
		特定有害有機性汚泥	0219	特定有害物質を含む有機性汚泥
		特定有害無機性汚泥	0229	特定有害物質を含む無機性汚泥
		特定有害廃酸	0409	特定有害物質を含む酸性廃液
		特定有害廃アルカリ	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
		特定有害鉱さい	1409	特定有害物質を含む鉱さい
		特定有害廃石綿等	1538	吹き付け石綿（アスベスト）、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
	特定有害ばいじん	1809	特定有害物質を含むばいじん	
	特定有害廃水銀等	2103	特定施設において生じた廃水銀等	
廃PCBなど	7419	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物		